

平成29年度行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	特別支給金			担当部局庁	労働基準局	作成責任者		
事業開始年度	昭和49年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	労災管理課	志村 幸久		
会計区分	労働保険特別会計労災勘定							
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号) 特別会計に関する法律第99条第1項第2号			関係する計画、通知等	-			
主要政策・施策	交通安全対策			主要経費	社会保障			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	災害補償たる保険給付への上積補償として、休業特別支給金や障害特別支給金等の支給を行い、被災労働者とその遺家族の援護を図る。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	特別支給金は、災害補償たる保険給付への上積補償として、被災労働者等に対して以下のとおりの支給を行っている。 ○休業特別支給金 : 休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額の20%相当額 ○障害特別支給金 : 障害(補償)年金に付随するもの: 障害の程度に応じ、342万円から159万円までの一時金 : 障害(補償)一時金に付随するもの: 障害の程度に応じ、65万円から8万円までの一時金 ○障害特別年金 : 障害の程度に応じ、算定基礎日額の313日分から131日分の年金 ○障害特別一時金 : 障害の程度に応じ、算定基礎日額の503日分から56日分の一時金 ○遺族特別支給金 : 遺族の数にかかわらず、一律300万円 ○遺族特別年金 : 遺族の数等に応じ、算定基礎日額の245日分から153日分の年金 ○遺族特別一時金 : 算定基礎日額の1,000日分の一時金 ○傷病特別支給金 : 障害の程度により114万円から100万円までの一時金 ○傷病特別年金 : 障害の程度により算定基礎日額の313日分から245日分の年金							
実施方法	直接実施							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求	
		補正予算	-	-	-	-	-	
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-	
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-	
		予備費等	-	▲ 73	-	-	-	
		計	115,292	113,063	111,496	110,050	0	
	執行額	101,135	97,750	精査中	-	-		
	執行率(%)	88%	86%	0%	-	-		
当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)	88%	86%	-	-	-			
平成29・30年度予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	29年度当初予算	30年度要求	主な増減理由				
	労災援護給付金	110,050	-					
	計	110,050	0					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 29 年度
	被災労働者等からの請求に基づき、適切な給付を行い執行実績を適切に予算に反映させる。	成果実績	百万円	101,135	97,750	精査中	-	-
		目標値	百万円	115,292	113,136	111,496	-	110,050
		達成度	%	88	86	精査中	-	-
根拠として用いた統計・データ名 (出典)	歳入歳出決算分析調書(労働保険特別会計労災勘定)							
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標	単位	26年度	27年度	28年度	29年度 活動見込	30年度 活動見込	
	給付支払件数	活動実績	件	1,524,651	1,491,845	精査中	-	
		当初見込み	件	1,461,146	1,505,375	1,474,829	精査中	

単位当たりコスト	算出根拠		単位	26年度	27年度	28年度	29年度活動見込
	本経費は、被災労働者等の請求に基づき支給する特別支給金であり、単位当たりコストの算出にはなじまない。	単位当たりコスト	-	-	-	-	-
		計算式	-	-	-	-	-

政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策	施策大目標3 労働災害に被災した労働者等に対し必要な保険給付を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること								
	施策	被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること(施策目標Ⅲ-3-2)								
	測定指標	定量的指標		単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標年度 - 年度	
		実績値	-	-	-	-	-	-		
			目標値	-	-	-	-	-	-	
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係									
	-									
	経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	改革項目	分野:	-						
		(第一階層) KPI	KPI (第一階層)		単位	計画開始時 - 年度	28年度	29年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
			成果実績	-	-	-	-	-	-	
目標値			-	-	-	-	-	-		
達成度			%	-	-	-	-	-		
(第二階層) KPI		KPI (第二階層)		単位	計画開始時 - 年度	28年度	29年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度	
		成果実績	-	-	-	-	-	-		
		目標値	-	-	-	-	-	-		
		達成度	%	-	-	-	-	-		
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係										
-										

事業所管部局による点検・改善

	項目	評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	被災労働者等への保険給付は広く国民のニーズがあり、また、本事業はその保険給付と不可分である上積補償であるため、国費を投入する必要があり、国民や社会のニーズを的確に反映している。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	強制加入保険である労災保険の給付については、労災保険を管掌する国が直接実施すべき事業であり、本事業はその保険給付と不可分である上積補償である。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	被災労働者等への保険給付の上積補償であり、優先度の高い事業である。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-	
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無	
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	労働基準法上の事業主の災害補償責任を担保するための制度である労災保険の保険給付と不可分である上積補償であり、事業主負担で実施することが妥当である。
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	-	-
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	労災援護給付金は労災の被災労働者等への特別支給金の支給に限定されている。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	精査中
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-	
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	-	-	

事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	-	精査中					
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	-					
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	-	精査中					
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-	-					
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-						
	<table border="1"> <tr> <th>所管府省名</th> <th>事業番号</th> <th>事業名</th> </tr> <tr> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </table>	所管府省名	事業番号	事業名		-	-	
所管府省名	事業番号	事業名						
	-	-						
点検・改善結果	点検結果	<p>特別支給金については、被災労働者への療養生活の援護、並びに被災労働者及びその遺家族の生活転換の援護等を目的として支給を行うものである。また、本体給付である保険給付と不可分の加給金的な関係にあり、各保険給付と相まってこれを補う所得的效果を備えているものである。</p> <p>なお、当該経費の28年度実績は集計中である。</p>						
	改善の方向性	<p>今後も実績等を勘案し、必要額を精査の上、予算要求を行うこととする。</p>						
外部有識者の所見								
行政事業レビュー推進チームの所見								
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況								
備考								
関連する過去のレビューシートの事業番号								
平成22年度	660-13	平成23年度	978	平成24年度	821			
平成25年度	416	平成26年度	427	平成27年度	439			
平成28年度	437							

